

防災カーテンリース仕様書

受託者は、この仕様書に基づき新品の防災カーテンを納入・取り付けを行い、契約期間中そのカーテンの保守を行うものとする。

1 委託件名及び委託期間

(1) 委託件名

メンテナンス付カーテンリース契約

(2) 委託期間

2026年4月1日から 2031年3月31日まで（5年）

2 履行場所

横浜市港南区港南台 3-2-10

社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部神奈川県済生会横浜市南部病院

3 数量、設置場所等

別添「内訳明細書」のとおり

4 基本的生地仕様

- ① 別添内訳明細書の生地と同等品を使用する場合は、事前に見本を提出し、委託者の了解を得ること。
- ② 消防法第8条の3に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性の生地を使用すること。また、防災ラベルは、(イ)ラベルのものを使用すること。
- ③ 耐光堅牢度4級以上及び洗濯堅牢度5級以上の生地を使用すること。
- ④ 制菌指定箇所は、安全な制菌性能を有するものを使用することとし、その事実を証する為、(社)繊維評価技術協議会のSEKマークを付すること。
- ⑤ 熱湯(80℃)消毒を行って収縮率が巾、丈ともに1%以下であること。
- ⑥ 全ての素材に関して水洗い可能な生地材質とし、30回以上の洗濯に耐えうる素材とすること。

5 用途別生地仕様

- ① 窓カーテンは適度な採光性を備え、柔らかくスムーズに開閉できる材質とすること。
- ② ベッド廻りカーテン及び外来用カーテンは、不特定多数の患者に接する機会が見込まれるため、安全で清潔な空間を維持する目的により、制菌性能を備える材質とする。また、使用頻度及び以後の定期メンテナンスその他を考慮し、つなぎ目の無い一体縫製可能な生地(横使い生地)を基本とする。
- ③ 遮光カーテンは、遮光率99.99%(遮光1級)とする。
- ④ 暗幕カーテンは生地表面を黒とし、遮光1級及び防汚性能に優れた生地とする。
- ⑤ シャワーカーテンは撥水性に優れ、その使用箇所からつなぎ目の無い一体縫製とする。

6 カーテンの縫製について

- ① 窓用ドレープカーテン及びレースカーテンは、片ヒダ1.5倍ヒダとする。
- ② 病室内仕切り用カーテンは原則として同材質のメッシュ入り生地で仕立てること。
- ③ カーテンフックは、永久に錆びないステンレス製を使用し、窓、ベッド廻りを問わずカーテンから抜け落ちないように生地に織り込み生地から外れないように仕立てること。また、臨時交換業務に際し、職員及び患者がフックによる怪我等が発生しないようフックの頭部が丸みを帯びていなければならない。
- ④ 縫製カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜したラベルをカーテン1枚ごと縫い付けること。
- ⑤ ベッド廻りカーテンはカーテン強度を考慮し、縫い合わせのない一体縫製を基本とする。但し、

外来における規格外サイズに関してはこれに該当しない。

- ⑥ カーテンの寸法については、別添カーテン内訳明細書の通りとする。但し、部屋の形状、使用方法等による細部の調整は受注者の責任と負担で行うこと。
- ⑦ 耐久性能が維持できない場合には速やかに補修、加工、交換等の処置を実施すること。

7 メンテナンス

- ① 契約期間中 12 か月に 1 回、メンテナンスを実施すること。メンテナンスの際、契約のカーテンと同様仕様の代替カーテンを設置すること。クリーニング方法については、洗濯工程表を作成し、病院側へ提出すること。
- ② メンテナンスを実施するときは、作業開始予定日の 14 日前までに作業計画書を提出し、委託者の了解を得ること。
- ③ 血液及び汚物等で汚れたものについては、定期的なクリーニングメンテナンスとは別に、随時、無償でクリーニングを実施すること。定期集配便にて納品・回収を実施し、臨時クリーニング中の代替予備カーテンについては、受託者側が提供し、院内に常備すること。霊安室内の特殊カーテンについては、同じ製品を代替えとして用意するため、代替え分もリース内訳に含むものとする。

(2024 年度、臨時クリーニングしたカーテンの総面積 約 3 万 3 千㎡)

(週 1 回の集配便にて臨時クリーニングカーテンの納品・回収実施)

- ④ カーテンの交換作業にあたっては、委託者の指示に従い実施すること。交換作業に従事するスタッフは心身ともに健康なものであることとし、業者名の記されたユニフォームを着用すること。
- ⑤ カーテンの交換業務にあたっては、病院担当者の指示に従い、特に患者の生活を妨げないよう心掛けること。
- ⑥ 受託者は通常使用によるカーテンのほつれ、綻び等の補修を無償で行うこと。
- ⑦ カーテンの取外しの際は、作業が院内感染の原因とならないよう十分に配慮すること。
- ⑧ 取り外したカーテンは室内外の壁、通路等に直接触れることのない様に作業すること。また、クリーニング済みカーテンは清潔な専用の容器を用いて搬入すること。
- ⑨ カーテン取り外しの際は衛生面を考慮し常時ランドリーバックを使用すること。
- ⑩ メンテナンス時のカーテン運搬車両は駐車場での安全を考慮し、パワーゲート付トラックにて行うこと。

8 取付け、撤去等

- ① 受託者はカーテンの仕立て前に現場において実測すること。
- ② カーテンの取付けは受託者が行うこと。また取付け日程については、委託者と受託者が協議して決定すること。
- ③ 本契約又はその再契約が終了する際の撤去は、受託者の責任において行われるものであり、撤去作業は病院の運営に支障のないように行うこと。
- ④ 賃借人は、物品納入等の作業時における物損及び対人傷害を想定しそれを補償する保険に加入していること。

9 その他条件

・受託業者(賃借人)は下記条件を満たしていることを証明する書類を本契約入札時に提出すること。

- ① 賃借人は神奈川県又は東京都内の 400 床以上のカーテンリース納入実績がある業者とする。
- ② 賃借人は医療関連サービスマークの認証を受けている業者とする。
- ③ 賃借人又はその委託業者は神奈川県内にカーテンクリーニング工場及び縫製工場を自社で完備所有している業者とする。
- ④ 賃借人及び委託業者は国際基準である ISO9001 の認定取得をしている業者とする。